見本

学ぶ・わかる・みえる　シリーズ　保育と現代社会

演習・保育と社会的養護実践

―― 社会的養護Ⅱ ――

編集　橋本 好市
原田 旬哉

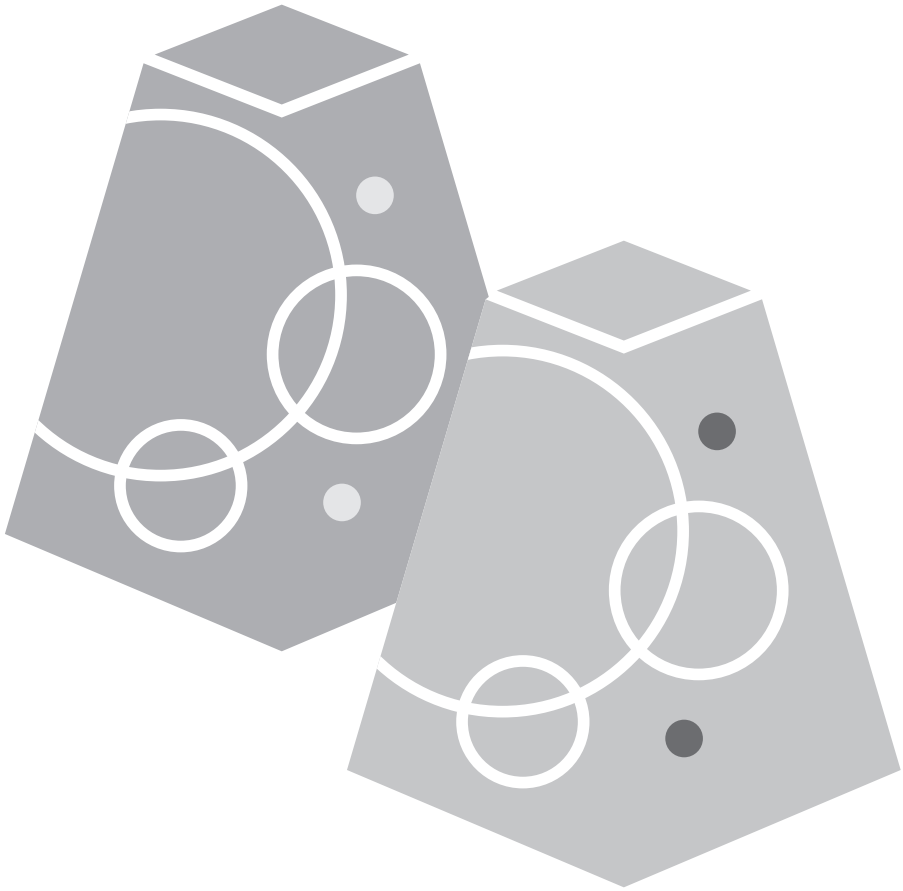

みらい

見本

はじめに

現在、子どもと家庭を取り巻く社会的環境の厳しさは周知の通りである。特に児童虐待は深刻化の一途を辿り、セーフティネット機能としての社会的養護が益々重要な役割として期待されている。

社会的養護は、親（保護者）と一緒に家庭で暮らすことが困難な子どもを親や家庭に代わって養育する機能である。近年は、より家庭に近い形態での養護へと移行しつつあり、2017（平成29）年には「新しい社会的養育ビジョン」が示され、里親やファミリーホーム特別養子縁組を柱とした「家庭養護」が具体化されることとなった。また、施設においても小規模化が促され、これまでの大舎制から小舎制に代わり小規模グループケアや地域小規模児童養護施設といった「家庭的養護」の整備が本格化している。2012（平成24）年度には、児童養護施設および乳児院には里親支援専門相談員が配置され、施設と里親との連携が始まっている。

社会的養護が必要な子どもについて「自分とは関係のない他人ごと」、「テレビのなかの出来事」といった自身とはかけ離れた問題としてとらえる傾向もある。しかし実際の保育や福祉現場では、虐げられリスクを抱えている子どもたちの存在は増加傾向にある。保育士は、児童福祉施設としての社会的養護関係施設も職域の範疇にあるため、児童養護の専門職としてこれら状況下にある子どもに対する専門的支援を提供する立場としての社会的役割を有する。

本書は、実践現場で活躍する保育士をはじめ、保育士を志す学生や保育士養成関係者が保育と社会的養護の関係について理解を深めていただけることを目的に編集したものである。保育士養成課程にある「社会的養護Ⅰ」では原理を学び、「社会的養護Ⅱ」では実践の学びを深める体系化された科目群である。本書の特徴は、「実践の学び」を理解し習得するために、「原理」的要素の再確認をしたうえで、多様な事例を通して「実践」力を高めることができる構成としている。本書での学びを通して、社会的養護実践に関する専門的支援の視点と資質を構築できるよう配慮した。社会的養護は保育士にとって重要な実践課題ととらえ、一人でも多くの者が社会的養護にかかわっていただけることを願っている。

最後に、わが国における子ども観は「社会を支え、経済を支えるもの」という社会システムの一部としての見方が強い。この観点は子どもが健やかに自分らしく育つ社会を創ることのバリアになる。まず大切なことは、子どもの生活基盤を安定させ発達・成長を保障することこそが、長期的視点でみたときに国の財産となる。この命題を実現するための役割を保育士が担っているのであり、本書がその一助となれば幸甚である。

本書の発行にあたり、編集や校正に多大なるご尽力をいただいた企画部の三浦敬太氏にこの場をお借りして心より感謝申し上げる。

平成31年１月

編　者

見本

もくじ

はじめに
『演習・保育と社会的養護実践』テキストの特長と活用

■第１部　社会的養護の理論と実際■

第１章　社会的養護の理念と機能、法制度と枠組み

1　社会的養護の動向と新しい社会的養育ビジョン …… 14

1　2016（平成 28）年成立の児童福祉法の改正について　14
2　新しい社会的養育ビジョン　14
3　社会的養育（社会的養護）における代替養育の体系　16

2　社会的養護とは …… 17

1　社会的養護の概要　17
2　社会的養護の現状　20

3　社会的養護に関する法制度 …… 22

1　児童福祉法制定の経緯　22
2　児童福祉法の社会的養護に関する主な改正　22
3　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準　24

■ワーク１　「子どもの最善の利益」とは何かを考えてみよう。　24
■ワーク２　ペアレントトレーニングを体験してみよう。　26

第２章　社会的養護を必要とする子どもの理解と権利

1　子どもの権利と児童の権利に関する条約 …… 28

1　子どもの権利とは何か　28
2　児童の権利に関する条約とは　28

2　社会的養護と子どもの権利 …… 30

1　社会的養護の必要性のある子ども　30
2　虐待と子どもの権利　31

見本

3 社会的養護を必要とする子どもの暮らしの実際 …… 32

1 家庭的養護 32
2 家庭養護 33

4 施設や里親等のもとで生活する子どもの権利擁護 …… 37

1 子どもの権利擁護に対する取り組み 37
2 家庭的養護・家庭養護に共通する権利擁護の取り組み 37

5 子どもの権利を守るしくみ …… 39

1 子どもの権利が侵害された時 39
2 被措置児童等虐待 40

■ワーク１ 施設や里親のもとで暮らす子どもにわかりやすく権利を伝えよう。 41
■ワーク２ 事例を通して子どもの権利侵害を考える。 41

第３章 社会的養護にかかわる保育士の役割

1 社会的養護にかかわる保育士の役割 …… 44

1 保育士が従事している社会的養護関係施設 44
2 施設における支援の実際 45
3 レジデンシャルケア 47

2 保育士の倫理および責務 …… 47

1 施設保育士等の倫理に関する指針 47
2 保育士の責務 48

3 保育士の専門性 …… 51

1 相談支援と多職種との連携 51
2 子どもの生涯発達を見通した支援 52

■ワーク１ 保育士の役割を整理してみよう。 53
■ワーク２ 子どもの権利擁護のために必要な社会的養護に関する施設の保育士の配慮を考えてみよう。 54

第４章 施設における支援の実際

1 アドミッションケア（入所前後の支援：児童相談の流れ） …… 56

1 子どもが施設入所に至るまで 56
2 施設入所前後の支援 59

見本

3　自立支援計画　60

2 インケア（In Care）…… 60

1　インケアとは　60
2　基本的生活習慣の確立　61
3　治療的支援　62

3 リービングケア（Leaving Care）…… 63

1　リービングケアとは　63
2　リービングケアの内容　63
3　「人とつながる」ための支援　63
4　ライフストーリーワーク　64

4 アフターケア（After Care）…… 64

1　アフターケアとは　64
2　アフターケアの体制　64
3　子どもが相談できる職員　65
■ワーク１　被虐待体験から学ぶ。　66
■ワーク２　リービングケアについて考えよう。　66

第５章　社会的養護にかかわる相談支援

1 家庭・家族への支援 …… 70

1　家庭・家族支援の必要性　70
2　保護者へ向けた支援　71

2 里親への支援 …… 74

1　里親支援の必要性　74
2　里親に向けた支援　75

3 自立支援 …… 75

1　自立支援の必要性　75
2　自立に向けた支援　76
■ワーク１　社会資源について考えてみよう。　78
■ワーク２　里親支援について学びを深めよう。　78

見本

第６章　記録および評価

1 社会的養護実践における記録 …… 80

1　記録の意義と目的　80
2　記録の方法・種類　80
3　記録のスタイル　81
4　記録作成上の留意点　84

2 社会的養護実践における評価 …… 84

1　ソーシャルワークの展開過程における評価　84
2　社会福祉全体および社会的養護関係施設における評価制度　86
3　社会的養護関係施設における評価制度の特徴　88
4　社会的養護関係施設における評価制度の今後の課題　92

■ワーク１　適切な文章を作成しよう。　96
■ワーク２　社会的養護関係施設における自己評価・第三者評価についてまとめてみよう。　96

■第２部　ケーススタディ■

ケーススタディを学ぶにあたり

ケース 1　施設への入所前後の支援
被虐待により短期間施設入所を利用し、家庭復帰をした子どもの事例 … 101

ケース 2　個別支援計画の作成１
知的障害者の個別支援計画の作成 …… 110

ケース 3　個別支援計画の作成２
乳児院における個別支援計画の作成 …… 120

ケース 4　日常生活支援１
障害児入所施設における生活支援のなかで
不適切な行動の軽減を図った知的障害のある子どもの事例 …… 129

ケース 5　日常生活支援２
児童自立支援施設での小舎夫婦制による日常生活支援 …… 137

ケース 6　治療的支援１
情緒が不安定な子どもへの児童心理治療施設での治療的支援の事例 …… 150

見本

ケース 7　治療的支援 2
児童養護施設における発達障害のある子どもへの心理的ケア …… 160

ケース 8　自立支援 1
高校を中退した子どもへの児童養護施設での就労支援…… 170

ケース 9　自立支援 2
自立援助ホームで生活する子どもへの退居支援（リービングケア）…… 180

ケース 10　家庭養護へ向けての支援
ネグレクトされていた子どもの里親委託までのプロセス …… 189

ケース 11　永続的解決に向けての支援
乳児院に入所していた子どもの養子縁組までのプロセス …… 198

ケース 12　相談支援 1
ネグレクトにより子どもが乳児院に入所している母親への支援の事例 …… 205

ケース 13　相談支援 2
DV 被害を受けて母子生活支援施設へ入所した母親への就労支援と離婚の事例 …… 213

終章　社会的養護実践における課題と展望～その将来像～

1　社会的養護の歴史的経過　220
2　児童福祉法改正と新しい社会的養育ビジョン　221
3　社会的養護にかかわる専門職として　223
4　社会的養護のこれから　224

見本

第 1 部

社会的養護の理論と実際

見本

第 1 章　社会的養護の理念と機能、法制度と枠組み

社会的養護の理念や制度を学ぼう！

みらいさん　最近、児童虐待に関するニュースをよく聞くのですが、昔と比べて虐待は多くなっているのでしょうか？

じゅん先生　そうだね、もちろん昔から虐待はあったけど、児童虐待防止法が制定されてから、虐待についての関心が高くなったことも要因の一つとして考えられるし、児童相談所における児童虐待に関する相談件数は年々増加しているのは確かですね。

みらいさん　そうすると、そうした子どもたちのケアや家庭への支援が大切になってきますね。

じゅん先生　その通りだね。そのために、社会的養護があるのですが、その役割も昔と比べて変わってきています。

みらいさん　どのように変わってきているのでしょうか？

じゅん先生　かつて、社会的養護は保護者がいなかったり、保護者に育てられない子どものための支援が中心でした。しかし、今では虐待による心身面でのケアや障害がある子どもの支援、DV 被害を受けた母子の支援などにも広がってきていますね。

みらいさん　なるほど。支援も多様化してきているのですね。そういった支援に応えるためには、人的・物的な基盤を充実させていく必要がありますね。

じゅん先生　その通りだよ。このような状況に対応するために、社会的養護に関する制度の見直しや法令の改正など今後の社会的養護のあり方について議論を重ねてきているのです。

みらいさん　そうなんですね。現在、主にどのようなことが進められてきているのでしょうか？

じゅん先生　たとえば家庭を支援し、できるだけ社会的養護を利用しないで済むようにしたり、親子が離れて暮らさなければならない場合は、施設より里親など、できるだけ家庭に近い形で子どもを支援したり、施設を小規模化したり、被虐待児の専門的ケアについてや親子関係の再構築支援などが取り上げられ、それらのあり方について議論が重ねられてきていますね。

みらいさん　すべて大切なことですね。今後の社会的養護の歩むべき方向について、ますます知りたくなりました。

じゅん先生　それを理解するためにはまず、社会的養護の理念や機能、現状について知っておく必要があります。この章ではこれらの学びを通して、社会的養護の将来について考えを深める機会としていきましょう。

見本

1　社会的養護の動向と新しい社会的養育ビジョン

①　2016（平成28）年成立の児童福祉法の改正について

2016（平成28）年５月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、一部を除いて2017（平成29）年４月より施行された。この法改正のポイントは、①「児童福祉法」の理念の明確化、②児童虐待の発生予防、③児童虐待発生時の迅速・的確な対応、④被虐待児の自立支援の４つとなっている。

特に大きなポイントは、1947（昭和22年）年の法制定時から変更のなかった理念規定が見直されたことである。今回の改正では、児童の権利に関する条約の理念が盛り込まれ、子どもの権利を強調したものになっている。具体的には、第１条から第３条に児童が適切な養育を受け、成長、発達、自立などを保障される権利を有していることや、児童を中心に位置づけて、国民、保護者、国、地方公共団体はそれを支える形でその福祉が保障されることを明らかにしている。

また、社会的養護を必要とする児童の多くが児童養護施設などへ措置されている現状から、里親やファミリーホーム（小規模住居型養育事業）など、より家庭に近い養育環境への推進を図るために国、地方公共団体（都道府県、市町村）にその責務について明記している。

児童虐待の発生予防に関しては、市町村に対して妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター＊1の設置の努力義務（母子保健法）や支援が必要な妊婦を把握した医療機関や学校などは、そのことを市町村に情報提供に努めることが規定されている。

＊1
法律上の名称は母子健康包括支援センターという。p.72 参照。

また、虐待への早期対応について、市町村にその支援を行うための拠点の整備、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関に児童福祉司、保健師、保育士などの専門職の配置を義務づけ、さらに研修を課すことも義務づけられ、児童虐待の発生予防、早期対応に対する市町村の役割が一層高められた。

②　新しい社会的養育ビジョン

2016（平成28）年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難な場合、里親や特別養子縁組などで家庭に近い養育環境で養育されるよう、家庭養育優先の理念などが規定された。この理念を具

見本

体化するために厚生労働大臣が参集し、有識者による検討会により2017（平成29）年、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたである。この報告書は2011（平成23）年に出された「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直したもので、大きくは５つのポイントが示されている。

①市区町村を中心とした子ども家庭支援体制の構築
②児童相談所の機能強化と一時保護改革
③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底
⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底

①については、地域や家族の変容にともない、社会による養育支援体制の構築の必要性が高まってきていることから、すべての子どもと家庭を支援するために、身近な市区町村において、ソーシャルワークができるような体制の構築と支援メニューの充実を図ることとし、たとえば産前産後母子ホームなどの親子入所支援の創設や児童家庭支援センターの配置の増加と質の向上などを行っていくとされている。

②では、各都道府県にある中核市・特別区が児童相談所を設置できるような、計画的支援や通告窓口の一元化、個別化された丁寧なケアが行えるよう一時保護所の抜本的な改革が示されている。

③では、家庭養育原則を実現するため、就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所を停止するとし、概ね７年以内に里親委託率75％以上、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50％以上を実現するなど、年限を明確にした取り組み目標が示された。また、ケアニーズが非常に高く、施設などで十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設などにおける滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は１年以内と示されている。

④では、代替養育に関して、家庭復帰やそれが不適当な場合は、養子縁組を選択するなどの永続的解決（パーマネンシー保障）をめざしたソーシャルワークを児童相談所で行い、民間機関と連携しながら強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させ、概ね５年以内に現状の約２倍の年間1,000人以上の特別養子縁組成立をめざし、継続して増加を図っていくとしている。

見本

⑤では、社会的養護経験者（ケア・リーバー）の実態把握を行い、自立支援ガイドラインを作成し、概ね５年以内に里親などの代替養育機関、アフターケア機関の自立支援機能の強化を行う。また、措置を行った自治体の責任を明確化し、たとえば、自治体による自立支援計画の策定をするなどの包括的な制度的枠組みを構築し、代替養育の場における自律・自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進するとしている。

以上のように、「新しい社会的養育ビジョン」では、児童福祉法の理念に基づき、在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題と改革の具体的な方向性が網羅され、それらが着実に推進されるようその行程が示されている。しかしながら、数値目標などが性急であるとし、都道府県社会的養育推進計画では、地域の実情にあわせて具体的目標と達成期限を設定することになった。

③　社会的養育（社会的養護）における代替養育の体系

社会的養育では家庭で暮らす子どもと代替養育を受けている子ども、つまりすべての子どもが対象となっており、胎児期から自立までが対象である。そして、これらは子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われるとしている。

社会的養育における代替養育は、大きくは家庭養育（家庭養護）と施設養育（家庭的養護）の２つに分けられる。まず、家庭での養育が困難もしくは適当でない場合は「家庭における養育環境と同様の養育環境」として家庭養育、次にそれが適当ではない場合、つまり高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合は「できる限り良好な家庭的環境」として施設養育がある。なお、この２つには明確な優先順位があり、原則家庭養育を優先することになっている。

家庭養育とは、保護の必要な児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行うものであり里親や養育者[*2]の住居で５～６人の子どもを預かるファミリーホームを指している。施設養育とは、小集団を生活単位とした養育環境を備えた小規模施設での養育のことで、地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。

＊2
本書では、子どもを支援する職員や里親等を総称して示す場合、「養育者」「保育者」と示すことがある。

「新しい社会的養育ビジョン」では、こうした小規模施設は最大でも６人以下の子どもとケアワーカーが一生活単位を構成し、子どもは、独立性と自律性を備えたこの生活単位において日常生活を送ることとしている。また、ケアニーズが高い子どもが入所する場合は、４人以下とさらに小規模で運営

見本

③　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉施設の設備および運営にあたっては、入所児童が心身ともに健やかで社会的な発達に必要な生活水準が確保されていなければならない。そのため、これまで厚生労働省令によって「児童福祉施設最低基準」が定められていた。しかし、2011（平成23）年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布にともない、児童福祉法が一部改正され、これまで省令で定められていた児童福祉施設の設備・運営に関する基準について都道府県が地域の実情に合わせて条例で定めることになった。また、これらの改正を受けて、2012（平成24）年度より「児童福祉施設最低基準」は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）として名称が変更された。なお、条例で定める基準については「設備運営基準」で定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分に基づき制定されなければならないことになっている。たとえば、人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する基準については、必ず適合しなければならない基準である「従うべき基準」、衛生管理、入所者・職員の健康診断、乳児院、児童養護施設などにおける関係機関との連携などについては、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて定めることが許される「参酌すべき基準」となっている。

ワーク１　「子どもの最善の利益」とは何かを考えてみよう。

現在、児童養護施設は、従来の大舎制から施設の小規模化や地域分散化の推進が図られ、子どもの状態に合わせた多様なケアが行えるような養育環境の整備が進められている。そこで、このような施設の小規模化・地域分散化について図１－４をみながら「子どもの最善の利益」の立場から、そのメリットを考えてみよう。さらに、小規模化を進めるうえでの施設の課題（職員や運営、組織など）について考え、解決策を考えてみよう。

見本

図１－４　大舎制と小規模グループケアの例

大舎制の例

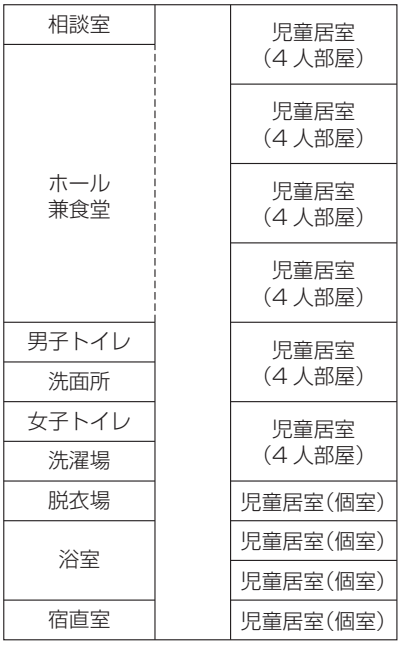

・児童数 20 名以上
・原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
・厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

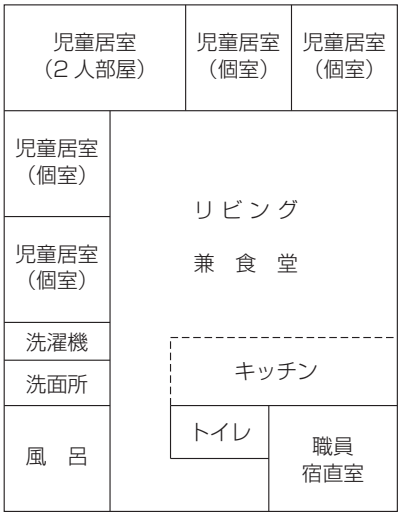

・児童数 6～8 名
・原則個室、低年齢児は２人部屋など
・炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

出典：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて（平成29年12月版）」2017年　p.38

小規模化のメリット	
施設の職員・運営・組織上の課題	**解決策**

見本

ワーク2　ペアレントトレーニングを体験してみよう。

「しつけ」という言葉を聞いてどのようなことを連想するだろうか？　もしかしたら、叱責や罰を与えるという否定的イメージをもつ人も多いかもしれない。ここでは、「しつけ」をもっと肯定的で前向きにとらえ、楽しく子育てするためには、どのようなことが必要なのかを考えてみよう。

問題行動（やめてほしい行動）	望ましい行動

【引用文献】

1）児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」2011年　p. 3

【参考文献】

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」2011年

厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」2017年

新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」2017年

第20回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会資料「『新しい社会的養育ビジョン』について（概要）」2017年

厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向2012/2013』2012年

相澤仁・柏女霊峰・渋谷昌史編『子どもの養育・支援の原理　社会的養護総論』明石書房　2012年

山縣文治・林浩康編『よくわかる社会的養護』ミネルヴァ書房　2012年

Briget A.Barnes・Steven M.York M.H.D著、堀健一・氏江紀恵監修、久山康彦リチャード・三木身保子訳『コモンセンスペアレンティング（幼児編）（第２版）』BOYS TOWN press　2013年

見本

第２部

ケーススタディ

見本

ケース 1

施設への入所前後の支援

被虐待により短期間施設入所を利用し、家庭復帰をした子どもの事例

▼ 学びのねらい ▼

近年、児童養護施設等への入所する子どもの多くが被虐待児で占められるようになり、施設における適正な処遇が大きな課題となっている。

本事例では、被虐待児が施設へ入所する前後の時期について、解説を行う。虐待親子を支援するために、関係機関がどのように連携をとり、どのような役割を担っているかについて本事例を通じて学ぶ。

①　利用者

利用者（本人）と家族のプロフィール

・阿藤 健（本児）　性別：男児　年齢：５歳（橘保育園年中組）

乳児期、おとなしくて誰にでも愛想のよい、手のかからない子どもであった。１歳半健診時は言葉が出ておらず、保健センターでの支援対象となったが２歳過ぎにはよくしゃべるようになったため、保健センター主催の育児教室には参加しなかった。その後多動が顕著となり、何度も迷子になることがあった。３歳児健診では、興味のあることを一方的にしゃべり、質問に応じることは困難であった。保護者は困っていたが、健診時に特に相談はなかった。

・阿藤 静（母親）　年齢：30歳　職業：パート

Ａ県出身、親のしつけが厳しく、養父からの性的虐待を受けており、それを避けるため高校中退をして家を出た。その後、Ｂ市に出て働いていたが、職場で男性と知り合い交際が始まる。しばらくして妊娠がわかり入籍するが、２年後に離婚する。精神的に不安定であり、心療内科を受診している。

見本

ジェノグラム

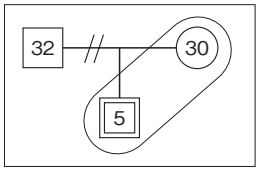

② 施設および支援者

施設の概要

〈橘保育園〉

C県の南部に位置するベッドタウンD市にある公立の保育所で、乳児２クラス、年少・年中・年長各１クラスを有する保育所である。

〈E児童相談所〉

C県の児童相談所*1で、所長以下16名の職員で構成される。

〈社会福祉法人曙会　曙の家（児童養護施設）〉

施設形態：小規模グループケア

定員：45名

現員：45名（男子24名・女子21名）

職員数：30名

配置職員：施設長、事務職員、児童指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、栄養士、調理員

そのほかの事業：乳児院

同施設では、支援困難な子どもを積極的に受け入れている。

＊１　児童相談所
すべての都道府県および政令指定都市（中核市、その他政令で定める市および特別区は認意設置）に最低１以上が設置されており、都道府県によってはその規模や地理的状況に応じて複数の児童相談所およびその支所を設置している。

支援者

〈橘保育園〉

・伊藤 楓（園長）　性別：女性　年齢：55歳　資格：保育士　職歴：35年

短大を卒業後、D市に保育士として採用。温厚な人柄で、相手の話にじっくりと耳を傾けるタイプである。

〈E児童相談所〉

・江藤 愛（児童福祉司*2）　性別：女性　年齢：39歳　職歴：５年

大学の社会福祉学部を卒業後、C県に採用。総務関係の仕事を６年担当後、福祉事務所に生活保護のケースワーカーとして５年間勤務する。その後、E

＊２　児童福祉司
児童相談所において子どもの保護と福祉についての相談・調査・指導・援助を行う専門職員。

見本

③健の身辺介助、対人スキルの支援について、曙の家で何例か試みられている応用行動分析を基本的な考え方にした支援プログラムを適用して実施してもらう。

関係機関の連携によるサポート体制の形成

＊11　要保護児童対策地域協議会
児童福祉法第25条の2に規定される協議会である。支援を必要とする家庭は、多くの問題を抱えていることがあり、単一の機関では支援が困難である。しかし、関係機関が個人情報保護の観点から情報交換を行わず、独自の支援を行えば、支援行為に齟齬が生ずる。そのため、関係機関が協議会として一つにまとまり、情報を共有することにより、連携を図り、役割を分担しながら適切な支援を行うことを目的としている。

２週間後の木曜日、Ｄ市において、要保護児童対策地域協議会[*11]の実務者会議が開催された。会議は、虐待対応の窓口である市の家庭児童相談室が調整機関となり、開催された。主な参加メンバーは、橘保育園の指導保育士、生活保護担当者、保健センター主査、子育て支援センター長、教育相談員、主任児童委員、児童相談所児童福祉司であった。

健の経過について橘保育園の指導保育士、家庭児童相談室長、Ｅ児童相談所の児童福祉司の３名から報告がされ、今後の連携について話し合いが行われた。当面の支援方針として、「当面は児童相談所が中心になり、曙の家と連携をして子どもと母親の支援を行う」「母親と橘保育園の伊藤園長との関係は良好であることから、健の施設入所後も、母親の相談相手になる」「外泊、帰省などの際は、主任児童委員が家庭訪問を行い、保育園を中心に、見守り体制を構築する」「次年度に就学を控えており、保健センターの心理相談、医療機関への受診、就学相談など、一層の支援が必要となる」との方向性が確認された。

⑤　ケースのその後

その後の展開

母親に対するペアレントトレーニングは、家庭児童相談室で加藤児童心理士が中心となり行うことになった。

ペアレントトレーニングは、前回の親子面会から子どもとのかかわりを思い出すことから始まり、ペアレントトレーニングの技法を紹介して前回の親子面会場面を参考にしたロールプレイを行う。最後に、学んだ技術の練習を、次回の親子面会の課題として具体化する。

母親はプログラムの最初の部分で躓（つまづ）き、子どもの好ましい部分を発見し、上手にほめることができなかった。これは母親自身がほめられた経験の乏しさから、ほめようとすると身体が硬くなってしまうのである。加藤児童心理司は、健との面会の様子から、母親の努力を見つけ、それを評価することを中心にしながらセッションを続けた。

見本

曙の家での健の支援は、しつけを含めゆっくりと進められていった。肩のやけどについては１週間ほどで完治した。健は木藤保育士を信頼し、甘えがみられるようになった。木藤保育士は健の身辺介助を中心に、少しずつ関係を深めていく方法をとった。

親子面会は曙の家の遊戯室で、木藤保育士の同席のもと15分間一緒に遊ぶことから始まった。面会時間は徐々に長くなり、食事を一緒にとること、部屋の片づけを一緒にするなどを少しずつ増やしていった。

２か月後には近くのショッピングモールに買い物に出かけたりなど、外出が開始された。その後、１泊の家庭帰省を２度実施し、３か月後の年末に４日間の一時帰宅も楽しむことができた。

伊藤園長と母親とのかかわりは、施設での親子面会が始まった時期から、母親が橘保育園に出向くようになり、曙の家での健の様子を嬉しそうに伊藤園長に語るようになった。

翌年の５月には８日間の大型連休を利用して、自宅へ一時帰宅し、順調な様子であった。この結果から家庭復帰となり、曙の家への措置は解除された。

その後、手をつないで仲睦まじく橘保育園に通う阿藤親子の姿が確認されるようになった。

演習課題

① 被虐待児への支援においては、どのような困難さや課題があるかをまとめてみよう。

② この事例が比較的順調に家族の再統合に結びついた理由を考えてみよう。

③ 被虐待児の支援における関係機関の役割や連携についてまとめてみよう。